

令和6年第2回議員とカダる会において「議会の意見」として執行機関に回答を求めるべきとした
意見に対する執行機関からの回答

No.	意見等の要旨	理由・背景等	担当委員会	回答内容	所管部局
1	除排雪の際、国道等の作業が優先されているが、生活道路で利用者が非常に多い、狭隘路線の作業が後回しにされている。段差も多く、状況によっては狭隘路線の除排雪を優先してほしい。	小学生の通学路にもなっているところでは、角度が35度の急傾斜の狭隘路線もあり、通行者も転倒しやすく、車両通行も危険度が高いため特殊な道路である。そうした箇所は特に優先して作業願いたい。	民生環境	本市の除排雪作業は、除排雪事業実施計画における実施基準に基づき、パトロールによる道路状況、気象状況などを勘案し実施しています。 除排雪の優先順位については、国道のほか、幹線道路から実施することを基本と考えていますが、道路状況や気象状況によっては、生活道路が急がれる場合もあることから、パトロールによる道路状況や気象状況等を把握し、緊急性等も考慮しながら、行っています。	都市整備部 道路維持課
2	冬期間、雪が多ければバスが運行、通行できないとのお知らせは、バス停に掲示するだけで、お知らせを見ていない方は、特に頻繁に利用されている方は、非常に不便な思いをされている。（戸門地区）バス停に掲示するだけでなく、他の周知方法も検討してほしい。	住民にやさしいサービスとは言えない。路線バスは生活者に欠かせないので、住民サービスの視点でも配慮願いたい。	民生環境	青森市市バスでは、気象、路面および交通状況等により、大幅な遅延の発生や、運行上の安全確保が困難であると判断した場合においては、その状況に応じて一部区間の運休や全便を運休とすることがあります。 運休に係る周知方法としては、前日までに運休を決定した場合は、経路する各バス停への周知のためのチラシの掲示、運行途中で運休を決定した場合は、各運行事業者が車内アナウンス及びバス停留所でバス待ちをしている利用者に対して、直接説明をしております。 また、青森市市バスでは、令和6年3月から、青森市営バスが導入しているバスロケーションシステムと同様のシステムを導入しており、バスの運行情報を利用者に提供しております。 同システムは、利用者がスマートフォンやタブレット等を利用して、乗車予定のバスの位置情報や遅延などの運行情報をリアルタイムで把握できるシステムであり、バス利用に関する遅延等の不安解消、停留所での待ち時間の減少、緊急時の情報把握の迅速化などが図られるものです。 本市としては、引き続き、同システムの利便性を周知することによって、市民の皆様が日常的に同システムを利用していただくよう努めてまいります。	都市整備部 都市政策課

No.	意見等の要旨	理由・背景等	担当委員会	回答内容	所管部局
3	孫内地区のバス運行廃止について、住民にやさしい市の対応を求める。	利用者の視点に立って決めているのか疑問。やさしくない対応だ。予算がないからといって簡単に切り捨てており、住民へのサービスを疎かにしている。	民生環境	青森市市バスは、市営バスにおいて著しく採算性の低いバス路線について、他に公共交通機関がないなどの事情を鑑み、平成24年度から順次運行を開始し、日常生活に必要な移動手段として、地域住民のために確保しているものです。 市バス孫内線については、平成23年から平成24年にかけて、5回の住民懇話会を開催し、地域住民の意向を踏まえ、定時定路線バスを運行するとの方針を形成し、現在の市バス孫内線の運行時間、運行便数を設定しました。 また、市バスへの移行後においても、本市では、孫内町会長と利用実態の情報共有を目的に意見交換を継続して行っておりました。 しかしながら、令和3年度包括外部監査の結果として、利用が著しく少ない路線バスであるため、事業の有効性について検討するよう意見が出されたことから、これを契機として、令和4年度には、孫内町会と当該地区における持続可能な公共交通のあり方について、検討を進めることで合意したところであります。 令和5年度には、孫内地区における持続可能な公共交通のあり方を検討するため、孫内地区住民との住民懇話会を延べ3回実施し、地区住民の移動実態、生活行動範囲を踏まえ、市バス孫内線のうち孫内地区と鶴ヶ坂駅間の路線を一時休止すること、また、令和6年度にデマンド型交通の実証運行を期間限定で新たに実施することについて、地区住民と合意したところであります。 また、令和6年度においては、同実証運行を実施するにあたり、事前の説明会を1回、乗車体験会を1回、実証運行中に利用実態の把握のため1回、実証運行終了後の御意見を伺うため1回の合計4回の住民懇話会を開催し、地区住民の御意見を聞きながら事業を行っております。 今後においても、引き続き、地区住民に寄り添いながら、当該地区における持続可能な公共交通のあり方を検討することとしており、現在において、市バス孫内線を廃止しているものではありません。	都市整備部 都市政策課

No.	意見等の要旨	理由・背景等	担当委員会	回答内容	所管部局
4	JR奥羽本線津軽新城駅にトイレを設置してほしい。	電車の利用客だけではなく、学校に通学する生徒さん、たくさんの方がトイレを必要としている。	民生環境	鉄道駅に付帯しているトイレについては、鉄道事業者が所有、管理している施設であり、鉄道利用者が利用することを前提に設置されていると認識しています。 津軽新城駅のトイレの撤去については、鉄道事業者が駅業務に応じた駅舎の見直し及び利用者数の推移を踏まえ検討し、判断したものであります。 一方、本市としては、鉄道駅であることをもってトイレを設置するのではなく、トイレの設置場所が本市所有の土地であることや、新幹線や青い森鉄道線など、複数の路線が乗り入れる交通ターミナル機能を有する場所であること等を考慮して、設置を検討することとしています。 津軽新城駅については、本市所有の土地がないこと、新幹線や青い森鉄道線など、複数の路線が乗り入れる駅ではないことから、本市としてトイレを設置する予定はありません。	都市整備部 都市政策課
5	青森市水道経営プランについて、進捗や動きがわからないので、教えてほしい。	昭和52年に出され、議決もされているが、その後の進捗や動きがわからないので、教えてほしい。水道プランの進捗も示してもらいながら今後も進めてほしい。	民生環境	本市の水道事業は、人口増などに伴う水需要の増大に対応するため、国の認可を得ながらこれまで第1期から第3期までの拡張事業を順次進めてきました。 このうち、昭和49年から開始した第3期拡張事業は、昭和52年、新たに6地区を計画給水区域に編入することに加え、市内の人口増や計画給水区域の増に向けた浄水施設能力の確保を目的とした堤川浄水場整備などを事業内容とする変更認可手続きについて、市議会の議決を経て行ったものです。 当該事業は、水道整備の条件が整わず未整備となっている地区があったものの、平成16年に堤川浄水場の整備等が完成を迎え必要な浄水施設能力を確保できたことから、同年度末に終了したものです。 なお、平成30年度に策定した青森市水道経営プラン（2019～2028）は、令和5年度が中間年度に当たるため、前期5年を評価・検証し令和6年3月に改定版を策定したところでありますが、これまでは概ね計画通りに進んでおります。	水道部 総務課 上水道整備課

No.	意見等の要旨	理由・背景等	担当委員会	回答内容	所管部局
6	県道247号（旧国道7号）の横断歩道、センターライン等の白線、黄色線がかなり消えており、戸門、鶴ヶ坂地域は顕著で、市外の方などが自動車で通行する際は危険が多いので対応願いたい。 また、横断歩道もほとんど消えてしまっているので対応をお願いしたい。	ここ近年整備されていないようだが、高齢者の安全確保のためにも強く願いたい。	民生環境	横断歩道など交通規制に係る道路標示については当該道路を管轄する公安委員会が、国道・県道のセンターラインなどの区画線については当該道路の道路管理者がそれぞれ管理しており、本市では、市民等からこれらについて引き直しの要望があった場合、所管する機関の担当部署にその内容について情報提供し、対応等を求めています。 御意見をいただいた県道247号（旧国道7号）の道路標示や区画線の引き直しについては、交通規制の検討を担当している青森警察署交通課及び県道の管理を担当している青森県東青地域県民局に対し、それぞれ内容を伝えとともに、対応について確認したところ、警察では「現地の交通量や交通環境を勘案した必要性や優先度等の検討を踏まえて対応する」、県民局では「雪解け後に現地調査を行い、区画線が必要な地区・町内について、交通量等現地状況を踏まえて優先順位を設定し、順次区画線施工を行っていきたいと考えている」とのことでした。 本市としては、引き続き、関係機関と連携し、運転者や歩行者の安全で円滑な交通の確保を図るため、適時適切な対応をしてまいります。	市民部 生活安心課
7	空き家が多くなっているのに対応をお願いしたい。	空き家が多くなっている。空き家にできたハチの巣駆除など、持主の方の許可なしに対応できない事例もあり、危険回避のため、人命にかかわる緊急事態など、所有者の許可がなくとも、場合によっては市の判断を待たなくても、地元町会等で緊急安全措置対応できるよう条例を整備してほしい。 また、空き家ではないが農道に樹木の枝葉が出てきており、通行に際し、危険であるので対応してほしい。	民生環境	青森市空家等の適切な管理に関する条例に基づく緊急安全措置は、あくまで、適切に管理されていない空家等が地域住民に危険な状態をもたらしており、緊急対応が必要な場合に、行政が、当該危険な状態を回避するために行う、当面必要な最小限の行政上の行為です。 現在のところ、このような他者の財産に対する措置を、一般的に、地元町会等がその判断において行うことは、財産権の保障など法的な観点から、原則としてできないものと考えておりますが、他都市事例など必要な確認をしてまいります。 したがって、緊急安全措置に係る相談は、空家等に関する相談窓口である住宅まちづくり課に御相談いただくよう、お願いいたします。 ハチの巣の駆除など、内容によっては庁内関係部署へ情報提供するなど連携して対応しております。ただし、人命に影響を及ぼす等の危険がある場合においては、まずは119番通報をお願いいたします。	都市整備部 住宅まちづくり課

No.	意見等の要旨	理由・背景等	担当委員会	回答内容	所管部局
8	町会活動にかかる保険（ボランティアなど）があるので、市で支援を検討してほしい。	他の自治体では加入している事例が多く見られるので、市で支援を検討してほしい。	民生環境	本市では、町会等に対し、各種補助制度を設け、活動を支援しており、現段階においては、市による保険の加入は考えておりませんが、町会等への支援の手法について、今後も、他自治体の取組を注視してまいります。	市民部 市民協働推進課
9	浪岡の花岡荘の前にバス停をつくってもらいたい。	道の駅なみおかを經由し、青森病院へ行くバスについて、花岡荘（温泉）を利用する方が多いので、市の施設でもあり、ここに停車するようにできないものか検討願いたい。	民生環境	道の駅なみおかを經由し、青森病院へ行く青森市市バス大釈迦線の花岡プラザへの乗入れについては、平成28年の市民からの要望を受け、検討した経緯があります。 検討結果として、運行している中型車両では、花岡プラザ周辺の急勾配の坂道や幅の狭い道路を、積雪と凍結路面が障害となる冬期間も含めて、通年で安全に運行することは困難であり、さらに運行車両に対し、回転場所のスペースも十分ではないことから、浪岡自治区地域協議会の御了解も得て、花岡プラザに最も近い「青森病院」バス停を經由する運行経路に、平成29年10月1日から変更しました。 なお、小型車両への切替についても検討を行いましたが、市バス大釈迦線は、青森地区から道の駅なみおかなど浪岡地区を訪れる利用者が多いことから、他の利用者の利便性を考慮し、小型車両の導入は困難であるとの結論に至っています。	都市整備部 都市政策課